

**令和 6 年度秋田県再犯防止推進協議会
令和 6 年度第 3 回秋田県再犯防止推進計画策定委員会 議事要旨**

- 1 開催日時
令和 7 年 1 月 2 4 日（金） 1 5 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
- 2 開催場所
秋田県庁総合庁舎 6 階 6 0 5 会議室
- 3 出席委員
伊藤(妙)委員、伊藤(萬)委員、北島委員、栗山委員、後藤委員、鈴木委員、須田委員、
富樫委員、豊澤委員、藤田委員、藤原委員 （委員 1 4 名中 1 1 名出席）
- 4 事務局
秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課
- 5 議事
(1) 第一期秋田県再犯防止推進計画及び関連施策の取組報告について
秋田県地域生活定着支援センター、秋田保護観察所及び事務局より説明。

(2) 第二期秋田県再犯防止推進計画（案）について
事務局より説明。

＜第一期秋田県再犯防止推進計画について＞

【委員からの主な意見等】

○生徒指導研究協議会や地域生徒指導研究推進協議会など生徒の非行防止として各種協議会を開催しているが、具体的な内容はどのようなものか。

【高校教育課】

○生徒指導研究協議会は年に 1 回各校の生徒指導担当の教員が集まり、教育全般のことに加え、「生徒一人一人の自己肯定感や自己有用感を育むためにはどうしたらよいか」や保護者との対応などを考えていく場である。また、地域生徒指導研究推進協議会は秋田県 9 地域から小中高の生徒指導担当の教員が集まり、スクールアドバイザー（主に高校の校長を退職した方）と一緒に地域課題への対応などを考えていく場である。

【委員からの主な意見等】

○セーフティーネット住宅とはどのようなものか。また、保護観察対象等という区分を設けて、そこに特化した取組なのか。

○居住支援法人の許認可は建築住宅課が行っているのか。

○住居を斡旋している業者を居住支援法人として指定する際は、身元保証をやっているかどうか、やっているとするとガイドラインに沿った対応をしているのかまで、十分に確認することをご検討いただきたい。

【建築住宅課】

○セーフティーネット住宅は、住宅セーフティーネット法に基づいた住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給の促進に関する法律によって登録いただいている住宅である。困っている人へ拒まず住宅を提供するということで、保護観察対象者に特化するわけではなく、他の方々と同等に扱うという趣旨である。

○居住支援法人は知事が指定している。

【委員からの主な意見等】

- 薬物はやるだけで犯罪だが、アルコールやギャンブルはやるだけでは犯罪でない。再犯防止推進計画の趣旨として、並べて記載してよいのか。

【事務局】

- 社会的影響の大きさや秋田県の特性としてアルコール依存に起因した犯罪の可能性を考え、これは切り離せないと思い、並べて記載している。

<再犯防止相談支援窓口について>

【委員からの主な意見等】

- 相談の実人数は8人で、電話相談以外の事例もあるか。
- 個人情報の取り扱いについて、明文化した文書があるか。運用した事例があるか。

【秋田県地域生活定着支援センター】

- 実人数は8人で、今年度はすべて電話相談である。
- 個人情報の取り扱いについては、県との委託契約書の中で明文化されている。今年度提供事例はない。

<第二期秋田県再犯防止推進計画（案）について>

・計画全般について

【委員からの主な意見等】

- 当計画が法律に基づいて策定されているにもかかわらず、記載されている「犯罪をした者等」が法律の「犯罪をした者等」と意味が違う。当計画の対象者を法律より幅広くしたならば、わかりやすく記載すべき。また、「～な人」や「～な者」など表現がバラバラなため、統一すべきではないか。
- 他の自治体と比較して、秋田県の独自の取組は何かあるか。

【事務局】

- 「犯罪をした者等」などの表現が計画の中で異ならないよう、計画全体を見ながら整理する。
- メーリングリストを活用した情報共有や互いに持っている新しい情報を共有できる機会を今まで以上に増やす。また、再犯防止相談支援窓口はまだ全国的にも少ない。第二期計画では、家族への支援や周囲の人への支援というより広い受け皿で計画を進めていく。

・居場所の確保について

【委員からの主な意見等】

- 「身元保証人が確保できない」や「家賃保障会社を活用できなかった」という課題に対する施策の記載がないのではないか。
- 公平な入居機会が確保されている公営住宅を管理する上で留意していることはあるか。

【事務局】

- 施策として、自立準備ホームおよび居住支援法人について記載がある。
- 情報社会の中で個人情報を守られるよう、日々検討している。

・薬物依存について

【委員からの主な意見等】

- 薬物依存に対する広報啓発として、「ダメ絶対」という表現は不適切ではないか。
- 広報啓発として標語を募集するなど、他県にない取組を進めていくべき。

【事務局】

- 5年の計画期間内に議論し、改善等があれば修正を加えていく形で進めていく。

- ・ 非行防止について

【委員からの主な意見等】

○教育関係の性に関する基本認識のレベルが低い。性犯罪以前に性に関しての認識自体を人生の早期に教育をするとその後の実りにつながる。学校教育も法改正に応じた指導が必要である。

【事務局】

○2月開催の県議会への説明を行った上で、計画の最終版を作成し、年度内に委員の皆様へ配布する。

6 閉会

以 上